第二規則　適用

1　この附属書は、国際航海に従事する次の船舶について適用する。

.1　総トン数四百トン以上の新船

.2　総トン数四百トン未満の新船のうち十五人を超える人の搭載を認められたもの

.3　この附属書の効力発生の日から五年を経過した時における総トン数四百トン以上の現存船

.4　この附属書の効力発生の日から五年を経過した時における総トン数四百トン未満の現存船のうち十五人を超える人の搭載を認められたもの

2　主管庁は、千九百八十三年十月二日前にキールが据え付けられ、又はこれと同様の建造段階にある現存船であつてこの第二規則3及び4の規定に適合するものについて、可能な限り、第十一規則1の規定に従い汚水を排出するための装置を設置することを確保する。

第三規則　適用除外

1　第十一規則の規定は、次のいずれかの排出については、適用しない。

.1　船舶及び乗船者の安全を確保し、又は海上において人命を救助するために必要な汚水の海洋への排出

.2　船舶又はその設備の損傷に起因する汚水の海洋への排出。ただし、損傷の発生の前後に、排出を防止し、又は最小にするためすべての適当な措置がとられていることを条件とする。

第二章　検査と証書

第四規則　検査

1　第二規則の規定によりこの附属書の規定に従うことを要求される船舶は、次に定める検査を受ける。

.1　船舶の就航前又は第五規則の規定に基づき要求される証書が初めて発給される前に行われる最初の検査。この検査には、当該船舶に適用される限り、構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料の完全な検査を含める。この検査は、構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料が、この附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。

.2　第八規則1.2から3.2まで及び5から7までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行われる更新検査。この検査は、構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。

.3　4に規定する調査の結果に基づき修繕が行われた場合又は重大な修繕若しくは取替えが行われた場合には、状況に応じ、全般的又は部分的に行われる追加検査。この検査は、必要な修繕及び取替えが実効的に行われたことを確認するとともに、その修繕及び取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに船舶が全ての点においてこの附属書の定める要件に適合することを確保するものでなければならない。

2　主管庁は、1の規定が適用されない船舶がこの附属書の関係規定に適合することを確保するため適当な措置をとる。

3　この附属書の実施に関する船舶の検査は、主管庁の職員が行う。もつとも、主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に検査を委託することができる。

4　3の規定により検査を行う検査員を指名し、又は団体を認定する主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に対し少なくとも次のことを行う権限を与える。

.1　船舶の修理を要求すること。

.2　寄港国の当局からの要請に応じて検査を行うこと。

主管庁は、指名した検査員又は認定した団体に与える権限についてその責任の範囲及び条件を国際海事機関に通報するものとし、同機関は、この条約の締約国の職員が了知するよう当該締約国に対しその通報を回章に付する。

5　指名された検査員又は認定された団体は、船舶若しくはその設備の状態が実質的に証書の記載事項どおりでないと認める場合又は船舶若しくはその設備の状態が航行に際して海洋環境に不当に害を与えると認める場合には、速やかに是正措置がとられることを確保するものとし、主管庁に通報する。是正措置がとられない場合には、証書を回収するものとし、速やかに主管庁に通報する。船舶が他の締約国の港にあるときは、寄港国の当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の当局に通報した場合には、寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、この第四規則に基づく義務の遂行に必要な援助を与える。寄港国の政府は、当該船舶が海洋環境に不当に害を与えることなく航行すること（利用可能な最寄りの適当な修理施設へ向かう目的で出港することを含む。）ができるようになるまで、当該船舶を航行させないための措置をとる。

6　主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。

7　船舶及びその設備の状態は、船舶が海洋環境に不当に害を与えることなく航行することを確保するため、全ての点においてこの条約に適合するように維持する。

8　1の規定に基づく船舶の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、検査の対象となる構造、設備、装置、取付け物、配置又は材料の重要な変更を行つてはならない。ただし、これらの設備又は取付け物を直接交換する場合を除く。

9　船舶に事故が生じた場合又は船舶の保全性若しくはこの附属書の適用を受ける設備の実効性若しくは完全性に実質的な影響を及ぼす欠陥が発見された場合には、当該船舶の船長又は所有者は、できる限り速やかに証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告するものとし、報告を受けた者は、1の規定により要求されるような検査が必要であるか否かを決定するための調査を開始する。当該船舶が他の締約国の港にある場合には、当該船舶の船長又は所有者は、当該他の締約国の当局にも速やかに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、この報告が行われたことを確認する。

第五規則　証書の発給又は裏書

1　第四規則の規定に基づく最初の検査又は更新検査の後、旗国以外の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する船舶に対し、証書を発給する。現存船については、この要件は、この附属書の効力発生の日の後五年を経過したときに適用する。

2　証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏書をする。主管庁は、あらゆる場合において、証書について全責任を負う。

第六規則　旗国以外の締約国の政府による証書の発給又は裏書

1　締約国の政府は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、この附属書に適合していると認めるときは、この附属書に基づいて、当該船舶に対し証書を発給するか若しくはその発給を認め、又は証書に裏書をするか若しくは証書の裏書を認める。

2　証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行つた主管庁に対してできる限り速やかに送付する。

3　このようにして発給する証書には、その証書が主管庁の要請に基づいて発給される旨を記載する。その証書は、第五規則の規定に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。

4　証書は、締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。